

110番の適正利用を！

110番は、事件や事故が発生したときのための緊急通報専用の電話です。令和7年1月から10月までの累計110番受信件数は144,117件ありましたが、そのうちいたずらなどの非有効件数は22,271件(約15%)でした。いたずら電話をすると、本当に必要な110番がつかなくなってしまう可能性があります。緊急以外の困りごとなどの相談は、最寄りの警察署か交番または警察安全相談ダイヤル「#9110」におかけください。

次の110番は、耳や言葉の不自由な人など、電話による110番通報が困難な人のためのものです。

- FAX110番：058-273-9901
- 110番アプリシステム：<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>



問 養老警察署 ☎34-0110

司法書士による相続に関する無料相談を実施します

岐阜県司法書士会では、毎年2月の1カ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、下記のとおり無料相談を実施します。相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスをします。

- 名称**：「相続登記はお済みですか月間」相続に関する無料相談
相談料：無料
期間および場所：2月1日(日)～28日(土) 県内すべての司法書士事務所(各事務所の執務時間内)
相談例：土地の名義が先々代のままです。
パートナーに全財産を相続させたいのですが…
相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。

相続登記とは、相続した不動産の所有者が亡くなったとき、亡くなった人から相続人に名義を変更することをいいます。令和6年4月1日に施行した改正不動産登記法では相続登記の申請が義務付けられました。相続登記は、相続の発生を知った日から3年以内に申請する必要がありますが、相続の発生が令和6年4月1日より前の場合は、令和9年3月末日までに登記申請をすることが必要です。すぐに遺産分割や相続登記の申請をすることが難しい場合などには、相続人申告登記をすることができます。

問 岐阜県司法書士会 事務局 ☎058-246-1568
☎058-245-2327
HP: <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp>

岐阜青年税理士連盟による「市民のための無料税務相談会」

岐阜青年税理士連盟による「市民のための無料税務相談会」を下記のとおり開催します。税務に関する相談の場としてお気軽にご利用ください。

- 日時**：2月1日(日)10時～16時(受付は終了30分前まで)※事前予約不要
場所：カラフルタウン岐阜 2階 ゴフ(眼鏡屋さん)前 (岐阜市柳津町丸野3-3-6)

問 岐阜青年税理士連盟 箕浦 ☎090-8393-9550

家畜や家きんを飼育している皆さまへ

法律により、毎年2月1日時点での家畜・家きんを飼育している状況(飼育者の氏名、住所、飼育場所、種類、頭羽数など)を県へ報告することが義務付けられています。(ペットを含む)

報告様式に必要な事項を記入していただき、県中央家畜保健衛生所へ郵送などにより提出してください。報告様式や詳細につきましては、県中央家畜保健衛生所ホームページに掲載されています。なお、ご不明な点などございましたら下記であてお問い合わせください。

【報告対象】

- 家畜**：牛、馬、めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし など
家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 など

問 岐阜県中央家畜保健衛生所 防疫係 ☎058-201-0530

不動産無料相談会

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会では、不動産の取引に関する苦情やトラブル、法律、その他不動産に関する悩みごとの相談会を開催します。

- 日時**：2月4日(水)13時30分～15時30分
場所：町中央公民館 第1会議室

問 (公社)岐阜県宅地建物取引業協会 西濃支部 ☎73-2300